

令和5年 第1回臨時会
総務厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和5年第1回長与町議会臨時会総務厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和5年1月30日
招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	金子 恵	副委員長	松林 敏
委員	安部 都	委員	内村 博法
委員	安藤 克彦	委員	岩永 政則
委員	堤 理志	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 青田 浩二

説明のため出席した者

企画財政部長 森川 寛子
(財政課)
課長 荒木 秀一

住民福祉部長 栗山 浩二
(こども政策課)
課長 宮司 裕子
係長 尾田 光洋

課長補佐 藤吉 有見

健康保険部長 富永 正彦
(健康保険課)
課長 藤崎 隆行

課長補佐 木澤 奈津代

本日の委員会に付した案件

議案第1号 令和4年度長与町一般会計補正予算（第8号）

開 会 10時09分

閉 会 10時56分

○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。本日、傍聴の方がいらっしゃいますので、あらかじめご了承ください。

定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。令和5年第1回臨時会におきまして、分割付託されました議案第1号令和4年度長与町一般会計補正予算（第8号）についての件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

荒木課長。

○財政課長（荒木秀一君）

皆さまおはようございます。それでは早速ではございますけども、財政課所管分につきましてご説明いたします。長与町一般会計補正予算（第8号）に関する説明書の6、7ページをお願いいたします。歳入の19款1項1目1節繰越金でございますが、財源調整といたしまして629万5,000円を計上いたしました。以上が財政課の所管分でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。財政課につきまして質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

財政課の皆さまお疲れさまでした。

引き続き、こども政策課の審査に入ります。提案理由の説明を求めます。

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

令和4年度長与町一般会計補正予算（第8号）のこども政策課所管につきまして、ご説明させていただきます。それでは説明書の6、7ページをお開きください。14款2項3目1節保健衛生費補助金と15款2項3目1節の保健衛生費補助金がこども政策課所管です。今回、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産、子育てができるよう、妊娠時から全ての子育て家庭に寄り添い、相談に応じ必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する出産・子育て交付金が国において創設されました。長与町においても、この交付金を活用した出産・子育て応援事業を令和5年3月から実施いたします。実施事業の1点目は伴走型相談支援といたしまして、妊娠届出時、妊娠8カ月頃、出産届出時においての3回の面談を実施いたします。これらの面談を通して出産や育児の見通しを立てやすくすることを目的としています。2点目は経済的支援として、妊娠届を提出した妊婦に出産応援金として妊婦1人当たり5万円、出産届出時に子育て応援金として新生児1人当たり5万円を給付いたします。出産・子育て応援事業に係る事業費の3分の2国庫負担、6分の1県費負担となっております。歳入は以上です。

次に歳出です。10、11ページをお開きください。4款1項3目母子衛生費がこども政策課所管です。1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までが、歳入で説明いたしました出産・子育て応援事業に係る予算となっております。1節報酬については面談等に従事する保健師1名分で、2月からの2カ月分の予算を計上しています。10節需用費の印刷製本費につきましては、案内文書、返信用振込通知に使用する封筒の予算です。12節委託料については、現在使用している健康管理システムを改修する費用を計上しています。システム改修費については経費が全て国庫負担となっております。18節負担金、補助及び交付金については、令和4年4月1日以降に出生した方、令和4年4月1日以降に妊娠届を提出した方で、令和5年3月末までに申請書を提出した方ということで330人分の予算を計上しています。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。
堤委員。

○委員（堤理志委員）

この出産・子育て応援事業についてなんですが、国の説明資料をちょっと事前に目を通させていただきました。その中で、この予算措置について令和4年度内にスタートするということを前提に、真に必要な額を算出してくださいよということが言われていたんですね。ちょっとそこで気になるのが、令和5年3月からということだったんですが、ちょうどこの時期っていうのが転入、転出等々が非常に本町の場合多くなるわけで、この真に必要な額の算出ということを考えたときに非常に難しくなるのかなという気がするんですが、その辺りっていうのはどういうふうな形で必要額が見積もりされたのか、これはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

転出とか転入につきましては、基本、3月1日時点で今回の給付金の対象者を抽出しようというふうに考えております。そのときに実際に長与町にいる方につきましては申請書等を郵送させていただいて、申請書の手続きを取っていただくという形を取らせていただきます。転出を実際にされた方につきましては、今回の申請書の時点、3月1日時点で長与町にいる場合は、長与町の方で給付金を支給させていただくということで認識をさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

これは相手方次第なので、そういう形にしかならないかなということで理解をいたし

ます。それと、伴走型という点についてお伺いをしたいんですけれども、本会議での説明でも妊娠届があったときと妊娠8カ月、それから出産時ということでそれぞれ面談を、いわゆる寄り添っていくということですが、これまでも本町の子育て支援というのは母子保健推進員たちをはじめとして非常にきめ細かにやられていたんじゃないかなと思っていて、詳細には存じないんですけれども、ほぼこれと似たような形でこれまでもやってきたんじゃないかなと思っていて。この分って言うのは新たにやるって言うことだと思うんですが、実際ほぼこれと同じようなことも既にやられていたんじゃないかと思うんですが、この辺りはいかがなんでしょうかね。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

出産届を提出された後に全戸訪問っていうのは長与町でも現在もしておりますので、今回の伴走型の相談支援事業の中でも、そちらを活用させていただくように検討はさせていただきます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私の解釈の間違いかもしれませんが、国のこの事業に対する補助がこういった新たな伴走型と経済支援等にあったというふうに理解していて、もう従来からやっているものに付けるというのはできないんじゃないかなという気もするんですが、どうなんでしょうかね。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

今回、長与町で特に新たにするっていうところは、妊娠8カ月頃の面談というのが今回の伴走型で追加になる部分かと思います。ただし乳児訪問時につきましても、今まで実際に訪問をしても会えない方っていうのは一定数いらっしゃるわけで、その方についても今回面談を実際にさせていただいてアンケートに回答された場合のみ、出産応援金が出るということになりますので、実際に支援につながりやすくなるのではないかと、いうふうに期待をしております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

1点だけ。里帰り出産に対応した相談事業ですね。そういったのは何か検討されているのかどうか。多分かなり長与町でもいらっしゃると思うんですよね。ですので、例え

ば相手先の市町村がこの事業をしていけばそこを活用できるとか、ちょっと何か具体的にそういったのがあれば示していただければと思います。以上です。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

里帰り出産につきましては、現在長与町に住民票がある方に関しまして、町外でお産をされた場合はその産婦が希望をすれば、そちらの市町村に依頼を出して里帰りの訪問をしていただいております。そして、そこで得られた訪問の情報をうちの方に情報連携をさせていただいて、こちらでも帰省したあとに支援していくっていう形になります。逆の場合、長与町外に住所がありまして長与町に里帰りをされた方々に関しまして訪問の依頼があった場合には、そちらの自治体の方から依頼を受けまして訪問し、そのあと情報を共有するようしております。今回出産応援給付金に関しましては、住民票のある市町村が給付金を支払うということになっております。もし、長与町に依頼がありまして面談をしたあとに、例えば他市町村に住所がある場合には、通常他市町村の方が面談をすることになりますけれども、こちらで里帰り訪問をした場合、そういった情報を他市町村に情報連携をしまして、そのあとそちらの市町村で申請を書きいただいで面談をするという形で他市町村の方で応援給付金をいただくというシステムになっております。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

理解しました。もう一つが先ほどちょっと同僚委員も質疑があっていた現在の母子保健推進員と今度の新たな面談事業の件ですけれども、報酬のところで保健師パートが出てきている。この方が多分加わるのかなと思うんですけれども、どうなんですかね。今までの母子保健推進員の活動もこの3回のうちの2回は母子保健推進員が行うということなんですか。で、新たな1回を保健師パートのここで報酬が上がっている方が行うという理解でいいんですかね。ちょっとそのところを詳しく説明をいただけたらと思います。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

安藤委員が今言われております母子保健推進員が町内には現在29名おりまして、その方々は町長が委嘱した方なんです、基本的には地域の子育ての情報などをお母さま方に届けていただくような役割を担っていただいております。現在母子保健推進員に訪問をお願いしているのが、産後2、3カ月頃、それから1歳前、それから2歳半ということで、出生後地域の情報を届けていただくために訪問をお願いしております。今回依頼しようと考えている保健師パートにつきましては、専門職ですので出産や子育てに関

する専門的な助言や指導などを担っていただくようお願いをしております、妊娠届出時はもちろん、妊娠8カ月頃、それから乳児の全戸訪問の際に実際に訪問をしていただいて、専門的なアドバイスをさせていただこうと思っております。母子保健推進員と保健師っていうのが少し役割が違っておりますのでご理解いただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

2点お伺いします。この事業に係る委託料で健康管理システム改修が今回かなりバタバタという感じで出て、しかも令和4年度内にスタートしなさいということになって、かなりバタバタという感じだと思うんですけども。このシステム改修というのは順調にというか十分間に合うとは思うんですけども、手だてはまず間違いないのかという点と、それから今回見る限り単年度みたいなんですけど、単年度だった場合、非常に住民の中からその年度の人はそのような恩恵というか子育て支援があったのに次の年はないということになると、その不満が町の方に来るんじゃないかというふうに思うんですけど、これはあくまでも国の事業だと思うんですけども、今後の方向性、これは継続的にやっつけていかないといけないと思うんで、ぜひ町の方から国に強く要望を出していかないといけないんじゃないかなと思うんですけど、その辺りの考え方、また国がそういう方向を出していればいいんですけども、その辺りも分かればお聞かせいただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

尾田係長。

○係長（尾田光洋君）

1点目のシステム改修につきまして、ご指摘のとおり今年度中の改修に対して補助が出る形となっております。システムの改修の仕様につきましては、国の方で仕様を取りまとめてそれを基に業者がパッケージの中身を固めるということで、その固まるのが2月頃ということで聞いております。システムの仕様が固まってパッケージができて、それが同様のシステムを使用しております各市町村のシステムに適用される形になっておりますので、これは年度中に終了するという見込みで考えております。それともう1点の支援金が単年度だけじゃないかというご指摘ですけれども、国の方では単発でなく継続的にするようなことが示されておまして、3月の当初予算でも計上させていただく予定でおります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

保健師パートが1名、出産予定人数は330人というところで、これは果たしてその1名で賄えるのかどうなのか、これ2名ぐらい要るんじゃないかと、予算的なものも含めて。それと、例えば妊娠をしましてと言って届けて出産後また届けて、それが自動的にもう届けと同時に振り込みが行われるのか、新たに申請するべきなのかっていうのが2点目ですね。それから、例えば妊娠をしましてというところで届け出て5万円の振り込みがあった。その後残念ながら流産したりとか早産したりとかいうのもあろうかと思うんですが、そこのところの5万円はもうそのままの継続というところによろしいんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

保健師パート1名につきましては、現在長与町内では大体出産される方が年間、今年度は318名ということで想定をしております。妊娠届を出される方や出産届を出される方っていうのが今数が少し減っておりますので、1名で対応できるというふうに考えております。それと出産届とか妊娠届を出したらすぐにお金が給付されるのかという質問ですが、こちらにつきましては届けを出したあとに面談をさせていただいてアンケートに回答していただいて申請書を出した方が、提出したあと約3週間後に支給するというふうに考えております。それと、残念ながら流産をされた方につきましても、妊娠届を提出されている場合は5万円の出産応援金につきましては、申請はそのまま支給させていただきます。その後流産をされたっていう場合は子育て応援給付金の方は申請ができないんですけれども、そこにつきましても配慮した対応っていうのを取らせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

了解しました。例えば、妊娠をしましてというところで届け出をする。そのあとに面談をする。そしてそのあとでまたアンケートを提出する。大変これ妊婦にとっては面倒なことなんだなって、何かちょっと改めて思ったんですけども。例えば、届け出をしてその後に先ほど言ったように流産しかかって例えば2週間3週間とか1カ月とか入院される方もいらっしゃるんですよ。そういった方たちはその後いつまでにアンケート、面談っていうのをされるのか、それとも半年たっても大丈夫なのか、その辺りいかがなんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

妊娠届を提出された方に関しましては、現在も初回10分から15分ほど保健師が窓

口で体調を確認したりとか、そういった問診をさせていただいております。ですので、こちらの方を今回出産応援給付金に関するアンケートや申請書を窓口で書いていただいて、そのあとそちらを確認して1カ月ぐらいして5万円の給付金をお渡ししようという流れになっております。で、妊娠8カ月頃、こちらが新たに始める事業なんですけど、このときにはなかなか現在も妊娠中に、その後窓口の後にお会いする機会っていうのが減っておりますけれども、今回8カ月の妊婦さん全員にアンケートを送付いたしまして、そちらを回収しまして必要な方には家庭訪問などを通じて面談をするっていうことを考えております。ですので、妊婦の体調などに負担がないように、こちらから訪問させてもらいながら電話等でやり取りをしながら体調確認をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

出産・子育ての経済支援の在り方なんですけれども、他の自治体を見てみますとクーポンでやるという自治体もかなり見受けられるようで、国の考え方をちょっと見させてもらおうと、現金になりますと必ずしも子育て、出産、育児等に関わるお金に使われることにならない可能性がある、貯蓄に回るとかそういう可能性もあるので、国としては政策的意義が薄れていくので可能な限りクーポンで給付してほしいと思うというようなことが書かれてあったんですよね。本町はそれじゃなくて現金での給付と判断をされたんですが、その辺りの議論というか現金での給付に至った理由というか、この辺りをお聞かせいただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

今回の経済的支援につきまして現金の給付ということに関しましては、やはり令和4年4月1日以降に出産された方や妊娠届を出された方に、早急に給付金を支給するっていうふうな国の通知がありました。クーポンか現金にするかっていうのに関しまして、市町の方でどちらにするかというのは検討をしてよかったんですけども、やはり町内に子育て支援に特化するようなクーポンに対応するような事業所というのが少ないものですから、もしクーポン化するのであれば長崎県で広域的にクーポンを利用できるような仕組みを作るとか、そういうふうなことが今後県を通じて取りまとめ等があった場合は、クーポンも対象として考えるというようなことで考えております。現在につきましては、現金での支給ということで行いたいというふうに決定をいたしました。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

2点だけ。1点についてはこれ外部委託も可能なんですよ、現場ではですね。人員的にちょっと需給が足りないとき外部に委託しようかなというお考えがあるのかどうか。それと、目的の中に家事支援サービスとかも含まれるということなんですよ。その辺についてはどういうふうにお考えなんですか。その2点を。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

外部委託につきましては現在は検討しておりません。直営で実施しようというふうを考えております。それと目的の家事支援につきましては、現在は現金で支給をいたしますので、家事支援等民間のサービスでそういうものを利用できるのであれば、今回の給付金を利用していただければというふうを考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これでこども政策課の質疑を終了します。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより健康保険課の審査に入っていきます。提案理由の説明を求めます。

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

それでは、議案第1号令和4年度長与町一般会計補正予算（第8号）の健康保険課所管分につきまして、補正予算に関する説明書によりご説明をいたします。

まず歳入ですけれども説明書の6、7ページをお開きください。14款1項2目1節保健衛生費負担金の予防接種健康被害給付費負担金は、歳出の予防接種健康被害給付金に対する国庫負担金で負担率は10分の10でございます。

次に歳出ですが10、11ページをお開きください。4款1項2目19節扶助費の予防接種健康被害給付金は、予防接種法に基づく予防接種を受けたことにより健康被害が生じたと厚生労働大臣が認定した場合に給付するものでございます。本件対象者は令和3年5月20日に新型コロナワクチンを接種し、残念ながら翌21日にお亡くなりになりました。その後ご遺族より健康被害救済制度の申請がなされましたので、本町において予防接種健康被害調査委員会を開催いたしまして、その意見を付して長崎県を通じ国に進達をしておりました。国による審査の結果認定する旨の通知が参りましたので、予防接種法に基づき死亡一時金等を給付するものでございます。以上が今回の補正の内

容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

質問いたします。現在本町におきまして、この予防接種健康被害給付金の申請をされた方は他にいらっしゃるのかということと、それからどのくらい本町での死亡者数がいらっしゃるのか。そしてまた、調査委員会に申請を行ってこの1名だけが現在のところ認定をされたというところではありますが、その他の認定を外された方はいらっしゃるのか、その理由までお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

この申請ですね、本町において他に申請があるかということですが、この1件のみで他に申請は今のところ上がってきておりません。で、このコロナワクチンで死亡された方が何名いらっしゃるかということについては本町では把握しておりません。申請が1件ですので調査委員会もその1回限り開催をしております。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

死亡者数は分かってらっしゃらないところなんです、そのところは、本町での感染者数も分からないんですか。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

感染者数に関しましては、去年の9月頃だったと思うんですけれども届けの方法が変わりましたので、それ以降についての感染者数の長与町内の把握というのはできておりません。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

調査方法が変わったから把握をされていない。以前までは分かっていたわけですね。そしたら大体本町でのそれまでの死亡者数というのは分かっていたということですね。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

感染者数についてはその時点までの数っていうのは把握しておりましたが、死亡が何名っていう数は把握ができていないという状況です。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

ということは、それは西彼保健所が把握されているということでしょうかね。でもそのところが、死亡者って全国的にも長崎県内でも多分多いと思うんですよね。五百幾らですかね、長崎県内でもいらっしゃると思うんですが。そのところをやっぱり本町としても申請ができるような形で因果関係ができるというふうに。1人だけっていうのが何か非常に私は不思議だなというふうに思っていますので、そのところが何かやっぱり因果関係というのが。本町で死亡された方をしっかり把握するべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

安部委員に申し上げます。今回健康被害というところでの質疑の内容で、コロナの死亡者というところはちょっとこれと離れてしまうので、できればそういうふうな質問じゃなくて、別の形での質問をまたお願いしたいというふうに思うんですけれども、どうですかね。

安部委員。

○委員（安部都委員）

健康被害というのはあくまで、そのコロナの予防接種を受けた方たちがその副作用として健康被害を受けられたという方になりますよね。その中での死亡者ということになるので。ではちょっと質問を変えて、健康被害を受けられて副作用が出たというような申請をされた方がいらっしゃいますか。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。分かる範囲で結構です。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

今回の申請ですけれども、これ死亡だけでなく副反応、アナフィラキシーとかそういうのを含めての申請になりますので、今回1件だけ、他に申請は今のところ上がってきてないといった状況です。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

非常に大事な問題なので。実際死亡というのは非常に割合からいけば少ないもんだと私は理解はしてはいるんですけれども、ちなみに申請まで行き着いた方は1名だということで理解しますが、例えば西彼保健所なり長与町なりに相談ですね、自分が体調が悪

くなっただけでももしかしたらこれは自分がワクチン接種をしたことによるものではないかなというような相談事例ですね、これもゼロなんですか。これはもっと数としてはあるのか。申請まではいかななくてもそういった相談はあるんじゃないかなという気がするんですが、その辺り分かってますでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

予防接種の健康被害についての相談につきましては、名前まで伺って相談を受けたのは5、6件ぐらいだったと思います。その中で、申請書などをお渡しして手続きについての説明などをした方は4名ほどいらっしゃったかと思います。接種後に湿疹とか皮膚障害が出た方とか、あるいはろれつが回らなくなって調べたら脳梗塞があったっていうようなことで相談があった方と、内出血がひどくてそういう症状が出たっていうような相談などを受けて申請書などをお渡した方はいらっしゃいます。で、申請をされた方は1名ということです。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと別の質問になりますけれども、不幸にして亡くなられた方の状況なんですけど、コロナワクチンを接種しますとまず15分ほど健康観察をしますよね。この方はその健康観察のときには何もなくてその後に容体が急変したというようなことなのか、また何が死因として診断がされたのか分かればお伺いをしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

この方が接種を令和3年5月20日にされて、そのとき15分の健康観察でも体調は問題なく、翌日も体調は問題なく午前午後畑仕事をされて、そのあと17時過ぎに畑から自宅に向かう50メートルほどの所で倒れている状態を住民が発見され、緊急搬送されて脳出血を起こしていたということが分かったということです。その後、死亡が確認されたといういきさつになっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

ちょっと違和感を感じる面が一つ疑問な点があるんですけども。あまりこういう死亡の事例は聞いたことはないわけなんですね。初めて私も聞きましたけどもね。今の質問で経過はなおさらこう分かったんですけども、国が予防接種をしたために亡くなったん

だという認定をするなら、その予防接種をした医者がおられますよね。原因を作り立てた人がそこに介在をしているわけですね。そういう人の責任というのは全く問わないわけなんですかね。コロナの接種をしたために亡くなったんですよという認定の段階で、何を根拠にそういう今のその経過を聞きまして、そうなんだという認定が果たしてできるのか非常に疑問があるということと、それが原因であれば、その原因を作ったそこに医者が今言ったように介在をしているわけですね、ある人が。そうしますと、そういう人の責任は全くないということなのかですね、非常に疑問を持つわけですけどもどうなんでしょうね。実際は、事務局も分からないだろうというふうに思うんですけども、住民から考えると非常に違和感を感じるんですけどね。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

予防接種による健康被害についてまず接種したドクターの責任についてですが、接種した先生がちゃんと手順どおりとかきちんと問診をとって健康状態を確認した上で接種したということであれば、そういう点に関しては先生の責任というのはありません。あくまでこの予防接種の接種主体というのは市町村になります。そしてこの予防接種の健康被害制度につきましても、厚生労働省のホームページなんですけども「予防接種による健康被害は極めてまれですが、不可避免的に生ずるものですので、接種に関する過失の有無にかかわらず予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を救済する制度です」ということで、不可避免的に予測できないこととして起こった場合は、こういう健康被害制度に認定されるという事業です。そのような対応をさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この方は令和3年5月だったんですよ。死亡から今回議決に至る、議決されればっていうことになるまでにちょっと一定年数がかかっているのかなと思うんですが、これは全国的にもやはりこのくらいの年数なものなのか、ちょっと遅いのかなという気もするんですが、その辺りもし分かればお聞かせいただけないでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

最新の国の審査会が今年1月23日に開催されているんですけども、その会議の資料を見ますと進達されているのが5,900件ほどあるみたいです。5,900件のうち認定されているのが1,459件ということで、かなりやはり進達件数が多くて滞って

いるっていうのが実際じゃないかなと思っております。それと、あと死亡に関してはやはりこのコロナワクチンというのが新しいワクチンでございますので、症例の蓄積がなかなかされていないという状況があって、死亡の認定の初の認定が2022年7月25日ということで、これもかなりもう1年以上たってからの認定ということになっておりますので、全体的に進捗が遅いということでもありますし、さらに死亡についてはちょっと時間がかかっているということかなというふうに思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号令和4年度長与町一般会計補正予算（第8号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日はこれで閉会します。お疲れさまでした。

（閉会 10時56分）